

**全国健康保険協会の  
業績に関する評価結果について  
（平成29年度）**

## 業績評価結果一覧表

## I. 健康保険

## 1. 保険運営の企画

	H29年度		H28年度	H27年度	H26年度	H25年度
	自己評価	最終評価	最終評価	最終評価	最終評価	最終評価
(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進	S	A	A	A'	A	B
(2) 平成30年度に向けた意見発信	A	B	/	/	/	/
(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策	S	A	A'	A'	A'	A'
(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進	S	A	A	A	S	A
(5) 地域医療への関与	A	B	B	A'	/	/
(6) 調査研究の推進等	A	A	A'	B	A'	B
(7) 広報の推進	S	B	A	B	A'	B
(8) 的確な財政運営	A	A	A	A'	A	B

## 2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組	A	A	A'	A'	A'	B
(2) 高額療養費制度の周知限度額適用認定証の利用促進	S	A	A'	/	A'	B
(3) 窓口サービスの展開	A	B	B	A'	B	B
(4) 被扶養者資格の再確認	A	B	B	A'	B	B
(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	A	B	B	B'	B'	B
(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化	A	B	B	A'	C	B'
(7) 海外療養費支給申請における重点審査	A	B	B	B	B	/
(8) 効果的なレセプト点検の推進	A	B	A'	B	B'	B'
(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化	A	B	B	A'	A'	B
(10) 積極的な債権管理・回収業務の推進	S	A	A'	B'	B'	B
(11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大	A	B	B	B	A'	A'

27年度の(2)については、(1)へ統合して判定している。

## 3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な促進データに基づいた保健事業の推進	A	B	B	B	A'	B
(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進	/	/	B	B'	B	B'
(2) 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進	A	B	/	/	/	/
(3) 特定保健指導の推進	A	B	/	/	/	/
(4) 重症化予防対策の推進	A	B	/	/	/	/
(5) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組(コラボヘルス)	S	A	/	/	/	/
(6) 各種業務の展開	A	B	B	B	A'	B

## ※【判定基準】

S: 計画を大幅に上回っている    A: 計画を上回っている    B: 計画を概ね達成している

C: 計画を達成できていない    D: 計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

**II. 船員保険**

	H29年度		H28年度	H27年度	H26年度	H25年度
	自己評価	最終評価	最終評価	最終評価	最終評価	最終評価
<b>1. 保険運営の企画・実施</b>						
(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進	A	A	A'	A'	A'	B
(2) 情報提供・広報の充実	A	B	B	A'	A'	A'
(3) ジェネリック医薬品の使用促進	S	A	A	A	S	A
(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保	A	B	A'	B'	B'	B'
(5) 準備金の安全確実かつ有利な管理・運用						A'

※26年度は上記(4)へ統合

**2. 船員保険給付等の円滑な実施**

(1) サービス向上のための取組	A	B	A'	A'	A'	A'
(2) 高額療養費制度の周知	A	A	A'	A'	A'	B
(3) 制度改正の周知			B			
(3) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨	A	B	B	A'	S	
(4) 保険給付等の業務の適正な実施	A	B	B	A'	A'	A'
(5) レセプト点検の効果的な推進	A	B	B	A'	B'	A'
(6) 被扶養者資格の再確認	A	B	A'	B'	B	A'
(7) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収	A	A	B	B	A'	A'

**3. 保健事業の推進、強化**

(1) 保健事業の効果的な推進	S	B	B	B	A'	B'
(2) 特定健康診査及び特定保健指導の実施体制等の強化			B'			
(2) 特定健康診査等の推進	A	B				
(3) 特定保健指導の推進	A	B		B'		
(4) 加入者の健康増進等を図るための取組の推進	S	A	B	A'	A'	A'

**4. 福祉事業の着実な実施**

福祉事業の着実な実施	A	B	B	A'	A'	A'
------------	---	---	---	----	----	----

**III. 組織運営及び業務改革**

1. 新しい業務・システムの定着				A'	D	B'
1. 組織や人事制度の適切な運営と改革	A	A	A'	B'	B'	B'
2. 人材育成の推進	A	B	B	B	B'	B'
3. 業務改革・改善の推進	A	A	B	B'	B'	B'
4. 経費の節減等の推進	B	B	B	B'	B'	B'

**IV. その他**

1. 事業主との連携・連携強化への取組				A'	A'	B
---------------------	--	--	--	----	----	---

## ※【判定基準】

S: 計画を大幅に上回っている    A: 計画を上回っている    B: 計画を概ね達成している  
 C: 計画を達成できていない    D: 計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要



厚生労働省発保1226第2号

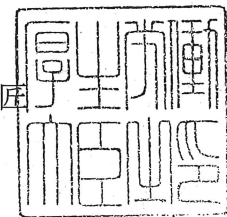
全国健康保険協会

理事長 安藤 伸樹 殿

健康保険法（大正11年法律第70号）第7条の30の規定に基づき、別紙のとおり、平成29年度の健康保険事業と船員保険事業の業績の評価を行ったので、その結果を通知する。

平成30年12月26日

厚生労働大臣 根本 匡





(別紙)

全国健康保険協会の平成 29 年度における  
健康保険事業及び船員保険事業の業績に関する評価結果

平成 30 年 12 月 26 日

I. 評価の視点

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、保険者として健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の利益の実現を図ることを基本使命としている。

こうした基本使命を踏まえ、民間の利点やノウハウを積極的に取り入れ、保険者機能を十分に発揮するため、

- ・加入者及び事業主の意見に基づく自主自律の運営
- ・加入者及び事業主の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・加入者と事業主への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

を基本コンセプトとして、事業に取り組んでいる。

また、船員保険事業の運営に当たっては、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、事業の運営に取り組んでいる。

これら協会に求められる使命等を踏まえ、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 7 条の 30 の規定に基づき、協会の健康保険事業及び船員保険事業の業績評価について、平成 29 年度事業計画に基づき実施した業務実績全体の状況についての「業績全般の評価」と同事業計画に掲げた項目ごとの「個別的な評価」を行った。

なお、業績の評価に当たっては、第三者の視点を取り入れた適切な評価を行う観点から、有識者等を構成員とした「全国健康保険協会業績評価に関する検討会」（平成 30 年 7 月 13 日、9 月 28 日及び 10 月 9 日開催）の各構成員の意見を参考としている。

II. 業績全般の評価

業績全般の評価結果は次のとおりである。この評価結果を踏まえ、今後の協会の事業運営に臨みたい。

なお、個別項目の評価の結果は別添のとおりである。

## [健康保険]

### 1. 保険運営の企画に係る取組について

協会では、保険者機能強化アクションプラン（第3期）に沿った各種施策について、PDCAサイクルを適切に回すことにより、「データヘルス計画」の確実な実施や国・都道府県の審議会等における意見発信、地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策、ジェネリック医薬品の更なる使用促進、地域医療への関与、調査研究の推進、広報の推進等の様々な取組を積極的に推進した。

特に、ジェネリック医薬品の使用促進に向けたジェネリック医薬品軽減額通知サービス、健診・レセプトデータ等を活用した調査研究活動、各種の広報活動等の総合的な医療費適正化対策、的確な財政運営を実施していることを評価する。今後は、地域医療構想調整会議等において積極的な意見発信を行うとともに、地域の自治体等との幅広い連携や各支部の特徴に応じて地域間格差の是正に積極的に取り組み、さらに高い目標値の達成を図られたい。

### 2. 健康保険給付等に係る取組について

協会では、加入者からの健康保険給付について、申請書の受付から振込までの期間のサービススタンダード（所要日数の目標）を10営業日以内に設定してサービスの向上を図るとともに、限度額適用認定証の利用促進や被扶養者資格の再確認、柔道整復施術療養費の照会業務の強化、傷病手当金・出産手当金の審査の強化、海外療養費支給申請における重点審査、効果的なレセプト点検の推進、資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化、積極的な債権管理回収業務の推進、健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大等、様々な取組を行った。

特に、サービススタンダードの達成率やお客様満足度の高い水準を維持するとともに、被保険者の立場に立った限度額適用認定証の利用促進や積極的な債権回収等を実施しており、評価する。今後は、被扶養者資格の再確認を的確に行うとともに、傷病手当金・出産手当金の審査の強化、海外療養費支給申請における重点審査、資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化に積極的に取り組み、更なる健康保険給付業務の適正化を図られたい。

### 3. 保健事業に係る取組について

協会では、第1期保健事業実施計画の最終年度としてPDCAサイクルを意識した効果的な事業を実施するとともに、第1期保健事業実施計画の実績検証に基づき、第2期保健事業実施計画を策定したほか、特定健康診査の推進及び

事業者健診データの取得促進、特定保健指導の推進、重症化予防対策の推進、事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組(コラボヘルス)等、様々な取組を行った。

特定健診・特定保健指導の実施拡大のための工夫した取組により、年々実施者数や実施率を引き上げてきているが、特定健診及び特定保健指導の実施率は目標に達していない状況である。

今後は、コラボヘルスによる事業主との連携の下、特定健診・特定保健指導を受けやすい環境の整備に努めるとともに、特に新規の被保険者や被扶養者に対して特定健診・特定保健指導の意義や効果を具体的に示して利用を勧奨するなど、特定健診・特定保健指導の実施率の向上及び事業者健診データの取得促進に取り組まれない。

## [船員保険]

### 1. 保険運営の企画・実施に係る取組について

協会では、第1期船員保険データヘルス計画の最終年度の取組として、健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供や出前健康講座の開催等により、健康課題の解決に向けて取り組むとともに、加入者・船舶所有者に対する情報提供や広報の充実、ジェネリック医薬品の使用促進等に取り組み、健全かつ安定的な財政運営の確保に努めた。

特に、第2期船員保険データヘルス計画を策定するとともに、ジェネリック医薬品の使用促進に係る取組については、ジェネリック医薬品軽減額通知の対象を拡大し、ジェネリック医薬品への切替者数及び軽減額を増大させたことにより、ジェネリック医薬品の使用割合が順調に伸び、医療費適正化に寄与していることを評価する。引き続き、取組を推進されたい。

### 2. 船員保険給付等の円滑な実施に係る取組について

協会では、傷病手当金等の職務外給付の支給に当たっての受付から振込までの期間について、サービススタンダード(10営業日以内に振込)を設定し、着実に実施するとともに、加入者のご意見等を踏まえた更なるサービスの向上、高額療養費制度の周知、職務上上乗せ給付等の申請勧奨、保険給付等の業務の適正な実施、レセプト点検の効果的な推進、被扶養者資格の再確認、無資格受診等による債権の発生抑制及び早期回収等、様々な取組を行った。

特に、高額療養費制度の周知や船舶所有者等の協力を得て被扶養者資格の再確認を実施したことにより保険給付が適切に行われたことや保険証の早期回



収、保険者間調整を積極的に活用したこと等を評価する。

引き続き、船員保険給付等の円滑な実施に取り組まれない。

### 3. 保健事業の推進・強化に係る取組について

協会では、第1期船員保険データヘルス計画の最終年度として、加入者のメタボリックシンドロームリスク保有率及び喫煙率の減少を目指し、情報提供・啓発活動を中心とした取組を着実に展開したほか、特定健康診査の推進、特定保健指導の推進、加入者の健康増進等を図るための取組等を行った。

特定健診の受診機会の拡大や保健指導の対象者一人ひとりにオーダーメイドの情報提供を行うなどのきめ細かな対策により、特定健診及び特定保健指導の実施率は年々伸びてきているが、依然として目標に達していないことから、引き続き、実施率の向上を図るための取組を一層強化されたい。

### 4. 福祉事業の着実な実施に係る取組について

協会では、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業など、船員労働の特殊性を踏まえた福祉事業の着実な実施に努めた。また、保養事業については、全ての加入者や船舶所有者等へ送付する「船員保険通信」において周知するなど、利用者の増加に向けた広報を行い、事業の円滑かつ着実な実施に努めた。

このような船員労働の特殊性や船員のニーズ等を踏まえた事業が、円滑かつ着実に実施されたことを認める。引き続き、福祉事業の着実な実施に取り組まれない。

### [組織運営及び業務改革]

協会では、組織体制や人事制度について適切な見直しを行うとともに、コンプライアンス、個人情報保護等の徹底、情報セキュリティ対策、多様な研修の実施による人材育成、業務改革・改善の推進、経費削減等に積極的に取り組み、全般的に適切な運営がなされていることを評価する。

今後、被用者保険の保険者としての役割がますます重要となることから、本部と支部との連携強化を図り、支部の意見を反映しながら適切な運営に努めるとともに、様々な業務において地域間格差の解消を目指す取組を推進されたい。